



『信号機設置の指針』(概要)について

(警察庁交通局長通達：令和3年3月24日付)



信号機の設置



【設置方針】交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査・分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、真に必要な性の高い場所を選定するものとする。

【設置条件】下記**必要条件**を全て満たすとともに、**択一条件**のいずれかに該当することが必要である。

必要条件：すべて該当することが必要

- ①信号で停止している車とすれ違いできる幅が確保されていること。
- ②歩行者が横断するまで待機できる場所が確保されていること。
- ③交通量が1番多い1時間のうち、優先側の道路の交通量が原則として300台以上あること。
- ④近くの信号機と概ね150メートル以上離れていること。
- ⑤信号灯器が見やすい配置となるように信号柱を建てる場所が確保されていること。



必要条件の全て+**択一条件**のいずれかに該当することが必要である

択一条件：いずれかに該当することが必要

- ①人身事故が過去1年間に2件以上発生していること。
- ②小中学校、幼稚園等の幼児・児童・生徒、病院や老人ホーム等の高齢者の交通安全を特に確保する必要があること。
- ③ピーク1時間の往復交通量、流入交通量が一定の交通量以上であること。
- ④横断歩行者が多く、付近に立体横断施設がないこと。

信号機の撤去

【撤去方針】道路交通環境の変化等により、交通量や利用頻度が減少した信号機は、設置の必要性が低下していることから、代替対策で交通の安全と円滑を図られるかを検討した上で撤去を推進する。

【撤去の考え方】

- ①交通環境の変化等により、信号機設置の条件に該当しなくなった時は、撤去を検討する。
- ②常時点滅している信号機については、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能な場合は撤去を検討する。